



福岡県医師会
第1499号
平成28年8月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡市公費医療費等支給制度改正について

今般、標記の件につきまして、福岡市より、平成28年10月1日から下記のとおり改正する旨、通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、福岡市保険年金医療課医療係(0940-43-8128)までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

＜子ども医療（乳幼児医療）費について＞

- ・制度内容については変更ありません。0歳～15歳に到達した後の3月31日まで、全ての年齢において、名称が「子ども医療」となります。
- ・0歳から就学前までに交付されている「乳幼児医療証」は「子ども医療証」と名称が変更となりますが、現在すでに交付されている医療証は当分の間継続して使用され、10月1日以降、新規に交付する医療証は、新たな「子ども医療証」が交付されます。
- ・「乳幼児医療証」は、今後一斉差し替えを行われる予定ですが、実施時期等については再度通知されます。

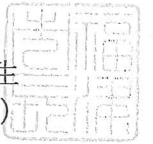
＜重度障害者医療費について＞

- ・3歳から小学6年生までの新設区分を設け、「子ども医療」と「重度障害者医療」の重複となる対象者の方は、どちらか一方の選択となります。

変更前	変更後
	新設 3歳～小学6年生 緑色 入院外：500円／月 入院：500円／日(月7日限度) ※低所得者：300円／日 (月7日限度)
小学1年生	中学1年生
～65歳未満 水色	～65歳未満 水色
65歳以上 白色	65歳以上 白色
入院外：500円／月(限度)	入院外：500円／月(限度)
入院：500円／日(月20日限度)	入院：500円／日(月20日限度)
※低所得者：300円／日	※低所得者：300円／日
(月20日限度)	(月20日限度)

福岡県医師会 会長 様

福津市長 小山 達生
(保険年金医療課医療係)



福津市乳幼児医療費等支給制度改正について

平素から、福津市の医療保健行政について格別なご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成28年10月、福岡県公費医療費支給制度が改正されることに伴い、福津市公費医療費支給制度を一部変更することといたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、ご理解をいただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

●●子ども医療（乳幼児医療）費●●

制度内容については変更ありません。0歳から15歳に到達した後の3月31日まで、全ての年齢において、名称が「子ども医療」となります。0歳から就学前までに交付している「乳幼児医療証」は「子ども医療証」に名称変更となりますが、自己負担金等の変更がないため、現在すでに交付している医療証は当分の間継続して使用します。10月1日以降、新規に交付する医療証は、新たな「子ども医療証」を交付します。当分の間利用できる「乳幼児医療証」をお持ちの方について、今後一斉差し替えを行う予定ですが、実施時期については再度ご通知いたします。

参考：医療証の色と自己負担金

- (3歳未満まで) ラベンダー色 自己負担：なし
- (3歳～就学前) ラベンダー色 自己負担：入院外・・・1月当たり600円を限度
入院・・・1日当たり500円（月7日限度）
- (小1～小6年) ピンク色 自己負担：入院外・・・1月当たり600円を限度
入院・・・1日当たり500円（月7日限度）
- (中1～中3生) ピンク色 自己負担：入院・・・1日当たり500円（月7日限度）

●●重度障害者医療費●●

3歳から小学6年生までの新設区分を設け、「子ども医療」と「重度障害者医療」の重複となる対象者の方は、「子ども医療」と「重度障害者医療」のどちらか一方を選択します。

変更前	変更後
	新設 (3歳～小学6年生) 緑色 自己負担 入院外：1月当たり500円を限度 入院：1日当たり500円（月7日限度） ※低所得者1日当たり300円（月7日限度）
(小学1年生～65歳未満) 水色 (65歳以上) 白色 自己負担 入院外：1月当たり500円を限度 入院：1日当たり500円（月20日限度） ※低所得者1日当たり300円（月20日限度）	(中学1年生～65歳未満) 水色 (65歳以上) 白色 自己負担 入院外：1月当たり500円を限度 入院：1日当たり500円（月20日限度） ※低所得者1日当たり300円（月20日限度）

◆◆◆◆【お問い合わせ先】◆◆◆◆

福津市役所 保険年金医療課 医療係 TEL 0940-43-8128（直通）

